可燃ごみ中継施設等整備・運営事業

事業概要書

令和4年7月1日

箱根町

可燃ごみ中継施設等整備・運営事業
事業概要書

目 次

Ⅰ. 事業概要 1

1. 事業内容 1

Ⅱ. 民間事業者が実施する業務の範囲 9

1. 設計・建設工事（中継施設等転用工事） 9
2. 解体土木工事 9
3. 長期包括運営委託 9

Ⅲ. 本町が実施する業務の範囲 10

1. 処理対象物の搬入 10
2. 本事業の監視 10
3. 運搬先の確保 10
4. 粗大ごみ処理施設の維持管理(補修など) 10
5. 住民への対応 10

Ⅳ. 民間事業者の募集及び選定に関する事項 11

1. 募集及び選定スケジュール（予定） 11
2. 応募者の参加資格要件 13
3. 事業概要書に関する問い合わせ先 16

添付資料1 事業に係るリスク分担表
添付資料2 中継施設転用工事範囲図

はじめに

箱根町（以下「本町」という。）は、昭和 45(1970)年に「観光美化推進都市宣言」を行い、また、平成 23(2011)年に「箱根町環境観光都市宣言」を行い、環境保全などに向けた取組みを推進しているものである。本町の廃棄物処理においては、平成 5(1993)年に 135 t/日の処理能力を有する箱根町環境センター（以下「本施設」という。）と 30t/日の処理能力を有する粗大ごみ処理施設を開設した。いずれの施設も供用開始以降、現在まで施設の基本性能を発揮し、安定・安全に稼働している施設である。

しかしながら、本施設は稼働後 29 年超を迎え、施設の老朽化が進行しているとともに、本町のみならず、小田原市、真鶴町及び湯河原町といった近隣市町を含めた、ごみ処理の広域化について長らく検討を行ってきた。

足柄下郡においては、湯河原町真鶴町衛生組合が管理するごみ処理施設の基幹的設備改良工事後に、本町から発生する可燃ごみを持ち込むことで、足柄下郡系統の可燃ごみ処理体制の統一を図るものであり、そのため本町では、本施設の建屋等を活用し、可燃ごみ中継施設へ転用するとともに今後、15 年の本施設の長期包括運営委託を行うこととした。

本事業概要書は、民間資金及び民間のノウハウを活用した公共サービスの提供を目的として民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律 第 117 号、以下、「PFI 法」という。）に準じて、当該事業を実施する民間事業者の選定を行うに当たり、本町が可燃ごみ中継施設等整備・運営事業（以下「本事業」という。）に関する事業概要について、一部を公表するものである。

用語の定義

事業概要書において用いる用語を以下のとおり定義する。

本　　施　　設	焼却施設を廃止し、中継施設への転用と剪定枝等ストックヤードを整備する施設をいう。
粗大ごみ処理施設	本施設と併設している粗大ごみ処理施設及びペットボトル減容化施設をいう。
処理対象物	廃棄物運搬中継施設は、本町から排出され、本施設に搬入される燃やせるごみ、可燃残渣、し尿残渣をいい、剪定枝等ストックヤードは、本施設及び湯河原美化センターに直接搬入される剪定枝等をいう。
基本協定	優先交渉権者決定後、建設工事請負契約及び運営業務委託契約の締結に向けて、本町と優先交渉権者が締結する協定をいう。
募集要項	本事業のプロポーザル公告の際に配布する公募説明書、要求水準書、優先交渉権者選定基準書、基本協定書案、建設工事請負契約書案、運営業務委託契約書案などの資料をいう。
応　　募　　者	本事業の公募に応募する単体の民間事業者もしくは複数の民間事業者で構成される応募グループをいう。
応募グループ	本事業の公募に複数の民間事業者で応募する場合において、構成員及び協力企業からなる企業グループをいう。
構　　成　　員	応募者が本事業を実施するにあたり特別目的会社を設立する場合において、特別目的会社へ出資する民間事業者をいう。
協力企業	本事業を担う応募者のうち、事業開始後、本施設の設計・建設工事（中継施設転用等工事）・解体土木工事又は長期包括運営委託事業について全て又は一部を代表企業（特別目的会社を含む。）から請け負うことを予定している特別目的会社へ出資しない民間事業者をいう。
代表企業	単独で本事業に参加する場合には、その民間事業者を指し、応募グループで参加する場合には、代表して応募手続等を行う民間事業者をいう。
民間事業者	本事業の全て又はその一部を実施する者をいう。
特別目的会社	本事業を行うための株式会社をいう。代表企業の出資比率はSPCの議決権の過半数を占める出資額（51%）としなければならない。
プラント	本施設のうち、全ての機械設備、電気設備、計装制御設備等をいう。
建築物等	本施設のうち、プラントを除く施設及び設備をいう。

I. 事業概要

1. 事業内容

(1) 事業名称

可燃ごみ中継施設等整備・運営事業

(2) 対象となる公共施設の種類

廃棄物運搬中継施設・剪定枝等ストックヤード

粗大ごみ処理施設（運転管理のみ）

(3) 公共施設の管理者の名称

箱根町長　勝俣 浩行

(4) 事業目的

既存の焼却施設の建屋を有効に活用し、経済的かつ広域内の安定したごみ処理を確保するため、廃棄物運搬中継施設に転用し、また、剪定枝等ストックヤードを整備し、併せて長期包括運営委託事業の導入により日常の適正な運転維持管理を行い、施設運営のさらなる効率化を図る。

なお、本町は循環型社会形成推進交付金等の交付金及び神奈川県市町村自治基盤強化総合補助金を活用し、本事業を実施する予定である。

(5) 事業概要

1) 事業方式

本事業は、本町が資金を調達し、本施設の設計・解体建設工事及び運営に係る業務を民間事業者（必要に応じて運営事業は特別目的会社が実施する）が一括して行う DBO（Design Build Operate）方式として実施する。

2) 事業期間

① 事　業　期　間：令和 5 年 9 月末から令和 22 年 3 月 31 日まで
② 中継施設転用工事期間：令和 5 年 9 月末から令和 7 年 9 月 30 日まで
③ 剪定枝等ｽﾄｯｸﾔｰﾄﾞ整備期間：令和 5 年 9 月末から令和 9 年 2 月 28 日まで
④ 運 営 準 備 期 間：令和 5 年 9 月末から令和 7 年 9 月 30 日まで
⑤ 運　営　期　間：令和 7 年 10 月 1 日から令和 22 年 3 月 31 日まで
⑥ 解体・土木工事期間：令和 5 年 9 月末から令和 9 年 2 月 28 日まで
⑦ 乖 離 請 求 期 間 ※：令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

※中継施設及び剪定枝等ストックヤードは対象外とし、対象施設は粗大ごみ処理施設のみとする。

3) 基本方針

本事業の実施にあたっては、以下に示す基本方針に基づき、施設計画、設計、解体工事、建設工事及び運営の全般を行う。

ア．安全、安心で安定稼働ができる施設

・維持管理が容易で、耐久性に優れ、トラブルなくごみの搬入出並びに保管が可能な施設とする。
・地震等の自然災害に強く、労働災害にも配慮した施設とする。
・作業員及び車両の安全に十分配慮した動線計画、効率的な施設の配置等を検討する。

イ．環境負荷の少ない施設

・施設周辺の生活環境の保全及び地球温暖化防止に配慮した施設とする。

ウ．循環型地域社会の実現に貢献する施設

・湯河原町真鶴町衛生組合と連携し、資源化率の向上と最終処分量の削減に寄与する施設とする。

エ．周辺環境と調和する施設

・自然公園法の特別地域であることを鑑み、建物の形状や色彩等、周辺環境との調和に配慮した施設配置、意匠計画とする。

オ．経済性に優れた施設

・ごみ排出量の抑制及び資源再利用の視点に立った適正規模の施設整備を進める。
・環境センターのごみピット等を有効に活用し、整備コストを縮減する。
・合理的でコンパクトな設備とし、建設費及び維持管理費を節減した施設とする。

4)施設規模

ア．ごみ中継施設

以下の施設規模を有すること。

燃せるごみ：45 t/日
可燃残渣　：　4 t/日
し尿残渣　：　3 t/日
合　　計　：52 t/日

イ．剪定枝等ストックヤード

枝・葉・枯れ木類（チップ化対象）	：4.2 t/日
草・刈草類（資源化対象）	：1.0 t/日
合計	：5.2 t/日

ウ．粗大ごみ処理施設

粗大ごみ処理施設は既設とする。

粗大ごみ処理施設	：30 t/5h
ペットボトル減容施設	： 1 t/日

5)計画ごみ量

ア．ごみ中継施設（搬入量）

燃せるごみ	：11,721 t/年
可燃残渣	： 789 t/年
し尿残渣	： 462 t/年
合　　計	：12,972 t/年

イ．剪定枝等ストックヤード（搬入量）

枝・葉・枯れ木類（チップ化対象）	：	694 t/年
草・刈草類（資源化対象）	：	168 t/年
合　　計	：	862 t/年

ウ．粗大ごみ処理施設（搬入量）

粗大ごみ	：	1,180 t/年
カン	：	510 t/年
ビン	：	511 t/年
乾電池	：	3 t/年
蛍光灯・電球	：	2 t/年
スプレー缶類	：	2 t/年
ペットボトル	：	41 t/年
燃やせないごみ（その他）	：	100 t/年
合　　計	：	2,349 t/年

6)計画ごみ質

本施設の焼却施設で実施したごみ質実績を以下に示す。

表 ごみ質測定実績（平成 27 年～令和 3 年度）

項　目			H27	H28	H29	H30	H31/R1	R2	R3
ごみの成分・組成	紙・布類	%	42.96	41.30	38.24	43.21	42.88	43.52	45.4
	ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革	%	24.97	20.14	27.19	22.85	20.18	19.99	13.3
	木・竹・わら類	%	18.65	14.96	16.65	13.50	15.08	5.00	19.6
	厨芥類	%	5.14	7.71	3.44	11.70	12.43	25.26	15.9
	不燃物類	%	2.98	8.65	4.53	5.27	8.55	2.36	3.0
	その他	%	5.30	7.24	9.95	3.47	0.88	3.87	2.8
単位容積重量		kg/m^3	191.5	175.3	141.5	169.0	240	170.3	220
ごみの三成分	水分	%	44.32	48.08	41.24	45.41	51.70	53.47	50.3
	可燃分	%	49.60	40.99	49.83	47.67	39.05	40.72	40.8
	灰分	%	6.09	10.94	8.93	6.92	9.25	5.81	8.9
低位発熱量（計算値）		kcal/kg	1,968	1,558	2,555	1,873	1,450	1,513	1,530
低位発熱量（実測値）		kcal/kg	2,390	1,928	1,993	2,213	1,520	1,705	1,460
低位発熱量（実測値）		kJ/kg	10,000	8,070	8,340	9,260	6,360	7,130	6,110
湯河原美化センターの計画ごみ質の範囲内			○	○	○	○	○	○	○

※各年度のごみ質測定実績は 4 回の結果の平均値

粗大ごみ処理施設の計画ごみ質を以下に示す。

表 粗大ごみ処理施設計画ごみ質

区　　分	種　　類	重量比（%）
粗大ごみ	金属類（家庭用冷蔵庫・自転車等）	40
	木製品（家具等）	27
	プラスチック類（容器・シート類）	13
	その他（畳等）	20
	合　　計	100
不燃ごみ	金属類（空缶等・その他）	30
	ガラス類（生ビン・ガラス片等）	40
	がれき類（陶磁器、土砂類）	15
	プラスチック類（袋・容器類）	5
	可燃物（木・竹・繊維等）	5
	その他（分析不能物）	5
	合　　計	100

7)搬出入車両

ア．ごみ中継施設

ア）搬入車両

燃せるごみ	：パッカー車（2 t、4 t）、ダンプ車、平トラック、軽車両
	：一般車（直接持ち込み）
し尿残渣（し渣及び脱水汚泥）	：ダンプ車（2 t）

イ）搬出車両

積載 10 t 脱着式コンパクタ・コンテナ車または積載 10 t 大型パッカー車

（提案する中継方式に応じて必要な搬出車両を提案すること）

イ．剪定枝等ストックヤード

ア）搬入車両

箱根町搬出分	：パッカー車
真鶴町、湯河原町分	：提案による（民間事業者が用意した運搬車両により、湯河原美化センターから本施設へ運搬）
イ）搬出車両	：ダンプ、平トラック、コンテナ車（提案による）

ウ．粗大ごみ処理施設

ア）搬入車両

搬入対象ごみ	：2t または 4t ダンプ車、平トラック、軽車両 ※年間 12,000 台

イ）搬出車両

破砕不燃物のうち可燃物	：ダンプ車（4t）
可燃残渣（カレットくず）	：スキッドステアローダー
破砕鉄	：アームロール車
破砕アルミ	：アームロール車
ビン（カレット）	：アームロール車
圧縮梱包ペットボトル	：ウィングトラック（10t）
乾電池	：コンテナ（5t 程度）
蛍光灯・電球	：平ボディ車（4t）
処理不適物	：箱根町にて処理を行う

8）契約形態

本町は、優先交渉権者と建設工事請負契約及び長期包括運営委託契約を締結する。優先交渉権者が特別目的会社を設立する場合は、本町と優先交渉権者との間で建設工事請負契約を締結し、本町と特別目的会社との間で長期包括運営委託契約を締結する。

(6) 関係法令等の遵守

本事業を実施する事業者は必要とされる関係法令等を遵守し、本事業の実施に当たり必要な許認可申請についても本町と協力し、実施すること。

(7) 事業スケジュール（予定）

1)	事業概要書の公表	令和 4 年　7 月
2)	公募型プロポーザルの公告	令和 4 年　10 月
3)	優先交渉権者の決定	令和 5 年　5 月
4)	基本協定の締結	3)の後速やかに
5)	特別目的会社の設立	4)の後速やかに
6)	契約詳細の協議	令和 5 年　5 月以降
7)	建設工事請負仮契約の締結	令和 5 年　8 月
8)	建設工事請負契約の契約締結	令和 5 年　9 月 （議会議決により本契約）
9)	長期包括運営委託契約の締結	令和 5 年　9 月
10)	事業期間	令和 5 年 9 月末 から令和 22 年 3 月 31 日まで
11)	中継施設転用工事期間	令和 5 年 9 月末 から令和 7 年 9 月 30 日まで
12)	剪定枝等ストックヤード整備期間	令和 5 年 9 月末 から令和 9 年 2 月 28 日まで
13)	運営準備期間	令和 5 年 9 月末 から令和 7 年 9 月 30 日まで
14)	運営期間	令和 7 年 10 月 1 日 から令和 22 年 3 月 31 日まで
15)	解体・土木工事期間	令和 5 年 9 月末 から令和 9 年 2 月 28 日まで
16)	乖離請求期間（※1,2）	令和 7 年 10 月 1 日 から令和 8 年 3 月 31 日まで

※1 乖離請求期間とは、募集要項等に記載する本施設の内容と本施設の現況との間に著しい乖離を発見した場合、これらの乖離については本町及び民間事業者の双方協議のうえで解決するものとするとし、乖離を指摘することができる期間をいう。

※2 中継施設及び剪定枝等ストックヤードは対象外とし、対象施設は粗大ごみ処理施設のみとする。

II. 民間事業者が実施する業務の範囲

民間事業者は、本施設の設計・建設工事（中継施設転用等工事）・解体土木工事及び長期包括運営委託事業を実施する。

なお、民間事業者が実施する主な業務は、次のとおりとする。

1. 設計・建設工事（中継施設転用等工事）

(1) 本町と締結する建設工事請負契約書及び本町の定める要求水準並びに関係法令等に基づき、本施設の設計・建設工事（中継施設転用等工事）を行う。

(2) 設計・建設工事（中継施設転用等工事）及びその他本事業の実施に必要な工事を行う。さらに、本施設の設計・建設工事（中継施設転用等工事）に伴って発生する建設廃棄物等の処理・処分及びその他の関連業務、手続関連業務、本施設の試運転及び引渡性能試験を行う。

(3) 箱根町環境センターは、令和 7 年 9 月末までの焼却処理を予定しているため、焼却施設の運転に支障を来さないよう設計・建設工事（中継施設転用等工事）を行うこと。本町が実施する交付金申請書類及び許認可申請手続きの作成支援を行う。

2. 解体土木工事

(1) 本町と締結する建設工事請負契約書及び本町の定める要求水準並びに関係法令等に基づき、本施設の解体土木工事を行う。

(2) 解体土木工事にあたっては石綿（アスベスト）及びダイオキシン類等の除染工事を実施し、関係法令に基づき適正に処理・処分すること。

(3) 解体土木工事範囲の詳細は、募集要項において示すが、中継施設の稼働に際し、流用できない個所（焼却設備、排ガス冷却設備、煙突等）は原則、撤去すること。

3. 長期包括運営委託

(1) 本町と締結する長期包括運営委託契約書及び本町の定める要求水準並びに関係法令等に基づき、本施設の運営事業を行う。

(2) 本施設の運営管理に必要となる体制を組織した上で、運転管理業務、維持管理業務（機能維持のための点検整備・補修・設備更新を含む。）、環境管理業務、情報管理業務、その他本施設の運営に必要な関連業務等（対象施設の清掃及び植栽管理業務、その他本町の実施する事業への協力等を含む）を行う。

(3) 粗大ごみ処理施設の運転管理に必要となる体制を組織した上で、運転管理業務及び日常点検整備（工具、機器及び備品管理、機械・電気・建築付帯設備の軽微な補修）を行う。

(4) 本施設に搬入される可燃ごみ（直接搬入ごみ等）を湯河原美化センターまで運搬す

ること。また、可燃ごみの運搬にあたって、必要な運搬車両は事業者が自ら用意すること。

(5) 本施設に搬入される剪定枝等をストックヤードにて一時貯留し、必要に応じて剪定枝等の種別に分別のうえ、本町の指定する資源化業者へ、施設内で引き渡しを行うこと。

III. 本町が実施する業務の範囲

本町が実施する主な業務は、次のとおりとする。

1. 処理対象物の搬入

本町は、処理対象物の搬入を行うとともに、分別に関する指導等の啓発活動を行う。

2. 本事業の監視

本町は、設計・建設工事及び解体土木工事において、設計内容の承諾及び工事の監視を行う。また、運営業務において、運営状況の監視を行う。

3. 運搬先の確保

本町は、圧縮・運搬される燃やせるごみの運搬先及び剪定枝等の受入先を確保する。

4. 粗大ごみ処理施設の維持管理（補修など）

本町は、粗大ごみ処理施設の維持管理として、粗大ごみ処理施設の機械設備の補修を別途民間事業者へ発注を行い、機械設備が定格処理能力を発揮できるよう努める。

5. 住民への対応

本町は、事業期間中に周辺住民からの意見や苦情について適切な対応を行う。

なお、事業者は本町に協力するものとする。

IV. 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1. 募集及び選定スケジュール（予定）

本事業は、民間事業者が募集要項に規定する事業に参画するに足る資格を有しており、かつ民間事業者の提案内容が、技術的観点から本町が要求する性能要件を満足することが見込める内容であることを前提として、民間事業者を選定する。

なお、民間事業者の選定は、公募型プロポーザル方式により行う。

現時点で計画している民間事業者の募集及び選定のスケジュールは、次のとおりである。

なお、本事業者選定スケジュールは予定であるため、予告なく変更する可能性がある。

公募型プロポーザル方式による事業者選定スケジュール（予定）

No.	項　　目	日　　程
1	公募の公告	令和 4 年 10 月上旬
2	募集要項の配布開始	令和 4 年 10 月上旬
3	資格審査に係る質問の受付締切	令和 4 年 10 月中旬
4	資格審査に係る質問への回答	令和 4 年 10 月中旬
5	資格審査申請書の受付締切	令和 4 年 11 月中旬
6	資格審査の実施	令和 4 年 11 月下旬
7	資格審査結果の通知	令和 4 年 11 月下旬
8	募集要項に関する質問受付締切	令和 4 年 12 月上旬
9	募集要項に関する質問への回答	令和 4 年 12 月中旬
10	競争的対話の実施	令和 5 年　1 月中旬
11	技術提案書・価格提案書等の提出	令和 5 年　2 月中旬
12	基礎審査の実施	令和 5 年　3 月中
13	非価格要素及び価格審査	令和 5 年　5 月中旬
14	総合的な評価の実施	令和 5 年　5 月中旬
15	優先交渉権者の選定	令和 5 年　5 月下旬
16	基本協定の締結	(15)の後速やかに
17	（応募者が設立する場合は）特別目的会社の設立	(16)の後速やかに
18	契約詳細の協議	令和 5 年　5 月以降
20	建設工事請負仮契約の締結	令和 5 年　8 月
21	建設工事請負契約の契約締結	令和 5 年　9 月

22	長期包括運営委託契約の締結	令和 5 年　9 月

2. 応募者の参加資格要件

公募に参加する応募者は、以下の資格要件を全て満たすこと。また、本町は応募者の資格を確認するために資格審査を実施する。

本町は、参加資格審査申請書類等から、応募者の資格の確認を行うために以下の事項を確認する。

(1) 応募者の構成等

1) 応募者は設計・建設工事（中継施設転用等工事）・解体土木工事及び長期包括運営委託事業を行う単独の民間事業者又は複数の民間事業者により構成される応募グループ（一つの民間事業者がこれらの役割を兼任することを認める。）とする。
2) 応募グループにあっては、設計・建設工事（中継施設転用等工事）を担当する企業を代表企業として、当該代表企業が応募手続を行うものとする。
3) 応募グループとして応募する場合は代表企業、その他の本事業のうち、設計・建設工事（中継施設転用等工事）を請け負う企業、解体土木工事を請け負う企業、長期包括運営委託事業を請け負う企業及び本施設で圧縮・積替後湯河原美化センターへ廃棄物を運搬する企業を参加資格審査申請書で明らかにするとともに、それぞれが本事業の遂行上果たす役割等を明らかにすること。
4) 代表企業の変更、応募グループの構成員又は応募グループを構成する企業の変更は原則として認めない。ただし、特段の事情があると本町が認めた場合は、この限りではない。
5) 代表企業は箱根町競争入札参加資格者の認定があること。
6) 応募企業又は応募グループを構成する企業が、他の応募企業又は応募グループを構成する企業となることは認めない。
7) 応募者と関連会社の関係にある企業が、他の応募企業、応募グループの構成する企業となることはできない。
8) 同一応募者が複数の提案を行うことはできない。

(2) 設計・建設工事（中継施設転用等工事）を行う企業の構成等

設計・建設工事（中継施設転用等工事）を複数の企業で行う場合、中継施設転用等工事のプラント部分を担当する企業については、応募企業または応募グループの代表企業が担当すること。

なお、解体土木工事等の企業と特定建設工事共同企業体（乙型）を結成する場合にあっては、プラント部分（中継施設の機械設備等の納入）を担当する企業の出資比率を最大とすること。

(3) 解体土木工事を行う企業の構成等

解体土木工事を担当する企業については、応募企業又は応募グループを構成する企業が担当すること。

(4) 長期包括運営委託事業を行う企業の構成等

中継施設転用後に本施設の運営を担当する企業については、応募企業又は応募グループを構成する企業が担当すること。

(5) 応募者の共通参加資格要件（応募者の共通要件）

応募企業及び応募グループを構成する企業は、次の各号の要件を全て満たしている者とする。

1) 参加資格審査書類提出時において、箱根町指名停止業者リストに登録されていない者であること。
2) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項の規定による営業停止処分を受けていない者であること。
3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 1 の規定に該当しない者であること。
4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
5) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始命令がなされていない者であること。
6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は旧会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。（会社更生法に基づく更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者及び別に定める手続きに基づく競争入札参加資格の認定を受けた者を除く。）
7) 法人税、事業税、消費税（地方消費税も含む。）、地方税を滞納していない者であること。
8) 箱根町競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
9) 箱根町暴力団排除条例(平成 23 年 9 月 12 日)第 2 条の規定に該当しない者であること。
10) 本町から本事業に関するアドバイザリー業務を委託している一般財団法人日本環境衛生センター及び同団体と本業務において提携関係にある者又はこれらの者と資本若しくは人事面で関連がある者でないこと。
11) 事業者選定委員会の委員及び当該委員が所属する者又はこれらの者と資本面若しく

は人事面において関連がある者でないこと。

(6) 設計・建設工事（中継施設転用工事）を行う企業の要件

応募企業又は応募グループの構成する企業のうち、設計・建設工事（中継施設転用工事）を行う企業（共同企業体を結成する際には、共同企業体の代表企業を指す。）は以下の要件を満たすこととする。同一業務を複数の企業で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う1社が以下の要件を満たすこととする。

1) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に基づく有資格者であること。
2) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）による清掃施設工事若しくは機械器具設置工事及び建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
3) 建築業法に基づく清掃施設工事若しくは機械器具設置工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が 1,000 点以上であること。
4) 地方公共団体が発注した廃棄物運搬中継施設又は圧縮梱包設備を有するリサイクル施設の元請けとしての建設実績があり、当該施設は資格審査申請時において、延べ 3 年以上の稼働実績を有していること。
5) 建設業法に係る清掃施設工事業若しくは機械器具設置工事業における監理技術者又は主任技術者を専任で配置できること。

(7) 解体土木工事を行う企業の要件

応募企業又は応募グループの構成する企業のうち、解体土木工事を行う企業は以下の要件を満たすこととする。同一業務を複数の企業で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う1社が以下の要件を満たすこととする。

1) 建設業法第 3 条第 1 項の規定による「解体工事業」に係る特定建設業の許可を受けていること。
2) 解体工事に必要な監理技術者又は主任技術者を専任で配置できること。
3) 建設業法に基づく解体工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が 900 点以上であること。
4) 廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱（平成 26 年 1 月 10 日 付基発 0110 第 1 号）に基づく廃棄物を対象とした焼却施設の解体実績 1 件以上有すること。

なお、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が 25%以上の場合のものであること。

(8) 長期包括運営委託事業を行う企業の要件

応募企業または応募グループを構成する企業のうち、長期包括運営委託事業を行う企業は、以下の要件を満たすこととする。同一業務を複数の企業で実施する場合は、少な

くとも主たる業務を担う1社が以下の要件を満たすこととする。

1) 地方公共団体が所有する廃棄物運搬中継施設又はリサイクル施設において、以下に掲げる条件のうち、①または②を満たす実績を有していること。

① 廃棄物運搬中継施設

・本施設と同種（コンパクタコンテナ、ピット＆クレーン）の廃棄物運搬中継施設を有し、令和4年9月30日時点で1年以上の運転実績（運転委託）及び当該施設の維持補修（日常点検は除く）実績を1件以上有していること。

② リサイクルプラザ

・圧縮梱包設備を備えており、令和4年9月30日時点で3年以上の包括運営（維持補修・更新・運転・用役調達）実績を1件以上有していること。

2) 1)の施設での運転管理実績を有する専門の技術者又は本町が認めるそれに相当する技能・経験を有した専門の技術者を運営開始から 1 年以上本施設の運転員として専任で配置し、業務に従事させること。

3. 事業概要書に関する問い合わせ先

(1) 事業概要書に関する意見・質問の受付

本事業に関する問い合わせ先は、下記のとおりとする。また、本事業概要書に関する意見、質問がある場合は、様式 1 号の「可燃ごみ中継施設等整備・運営事業 事業概要書に関する意見・質問書」を電子メールにより、下記期限までに提出すること。

なお、電話等による問い合わせには応じないので留意すること。

また、本施設等への見学等については、要望に応じて対応する。

（意見・質問書の提出先）

箱根町環境課

E-mail：kankyou@town.hakone.kanagawa.jp

（意見・質問書の提出期限）

令和 4 年 7 月 15 日（金）午後 5 時まで

(2) 事業概要書に関する意見・質問への回答

意見・質問書に対する回答は下記期限までに本町のウェブサイトにおいて公表する。

なお、提出のあった意見、質問に関しては、本事業に直接関係するもので、本町が必要と認めたもののみ回答を行うものとし、全ての意見、質問について回答するとは限らない。

公表ウェブサイト

ＵＲＬ：http://www.town.hakone.kanagawa.jp/index.cfm/6,0,16,html

（意見・質問への回答期限）

令和 4 年 7 月 29 日（金）午後 5 時まで

添付資料 1

事業に係るリスク分担(1/3)

期間	リスク項目		概要	分担	
				本町	民間事業者
全般	制度関連	制度・法令変更	関係法令・許認可の変更等に係るリスク	○	
		税制度変更	民間事業者の利益に課せられる税制度の変更(例:法人税率等の変更)、新税の設立に伴うリスク		○
			上記以外の税制度の変更、新税の設立に伴うリスク	○	
		政治	政策方針の変更による事業中止、内容の大幅な変更若しくはコスト増大リスク	○	
		許認可取得	民間事業者が取得すべき許認可の遅延リスク		○
		交付金等	民間事業者の事由により予定していた交付金額が交付されないリスク		○
			その他の事由により予定していた交付金額が交付されないリスク	○	
	社会環境	住民対応	民間事業者が実施する業務に起因する住民対応に係るリスク		○
			上記以外の住民対応に伴う計画遅延・仕様アップ・管理強化による操業停止・コスト増大のリスク	○	
		第三者賠償	民間事業者が実施する業務に起因する事故、施設の劣化など維持管理の不備による事項等に対する賠償リスク		○
		環境保全	民間事業者が実施する業務に起因する有害物質の排出、騒音、振動等の周辺環境の悪化及び法令上の規制基準不適合に関するリスク		○
	物価変動		物価変動に係る費用増大リスク(一定の範囲内)		○
			物価変動に係る費用増大リスク(一定の範囲を超えた場合)	○	
	資金調達		民間事業者における本事業実施に必要とする資金の調達に係るリスク		○
			本町における本事業実施に必要とする資金の調達に係るリスク	○	
	金利変動		金利上昇に伴う民間事業者における資金調達コストの増大リスク		○
			金利上昇に伴う本町における資金調達コストの増大リスク	○	
	不可抗力		天災等の不可抗力により事業が実施不可能となる場合のリスク	○	
		一定の範囲内	天災等による損害が発生し、修復のため事業の遅延が発生する場合のリスク		○
		一定の範囲外		○	
	債務不履行		民間事業者の事由により事業破綻、契約破棄、契約不履行のリスク		○
			本町の事由による事業破綻、契約破棄、契約不履行のリスク	○	

添付資料 1

事業に係るリスク分担(2/3)

期間	リスク項目	概要	分担	
			本町	民間事業者
計画段階	調査	民間事業者が提示する調査結果の誤りによるコストの増加リスク		○
		町が実施する調査の誤りによるコストの増大リスク	○	
	設計	民間事業者の設計ミス等に基づく遅延によるコストの増大リスク		○
		本町の要求水準を超える指示に基づいた変更によるコストの増大リスク	○	
	変更	民間事業者の事由による計画変更、遅延によるコストの増大リスク		○
		本町の事由による計画変更、遅延によるコストの増大リスク	○	
工事段階	工事遅延	資材調達、工程管理等の事業者の事由に基づく工事遅延によるコストの増大リスク		○
		本町の事由に基づく工事遅延によるコストの増大リスク	○	
	工事費増大	民間事業者の事由による工事費の増大リスク		○
		本町の提示条件不備・変更による工事工程、工事方法の変更による工事費の増大リスク	○	
	既存施設への影響	民間事業者側の事由による既存施設の運営に影響を及ぼすリスク		○
	試運転・引渡性能試験	試運転・引渡性能試験の結果、契約で規定した要求性能未達によるコストの増大、遅延リスク		○
		試運転・引渡性能試験に要するごみの供給等のリスク	○	

添付資料 1

事業に係るリスク分担(3/3)

期間	リスク項目	概要	分担	
			本町	民間事業者
運営段階	ごみ量・ごみ質	ごみ量・ごみ質が契約で規定した範囲を著しく逸脱した場合のコストの変動リスク	○	
	性能未達	施設が契約に規定する仕様及び性能の達成に不適合で、改修が必要となった場合のコストの増大リスク		○
	契約不適合責任	契約書に規定する契約不適合責任期間における施設瑕疵に係るリスク		○
	運営コスト・運転停止	設備機器の運営・維持管理の基準未達によるコストの増大、運転停止のリスク		○
		本町が善良なる管理者の注意義務を図ったにもかかわらず、受入廃棄物に処理不適物が混入していた場合のコスト増大、運転停止リスク	○	
		その他運営不備によるコストの増大、運転停止リスク		○
		廃棄物運搬先（湯河原美化センター・最終処分場）又は剪定枝等の資源化先での受入停止・制限リスク	○	
		ごみの運搬に伴う交通事故リスク		○
	施設破損	事故・火災等による修復等に係るコスト増大リスク		○
		施設・設備の老朽化、運営不備、警備不備による第三者の行為等に起因する施設破損のリスク		○
		ごみ収集車・搬入車及び受入作業に起因する施設破損のリスク	○	

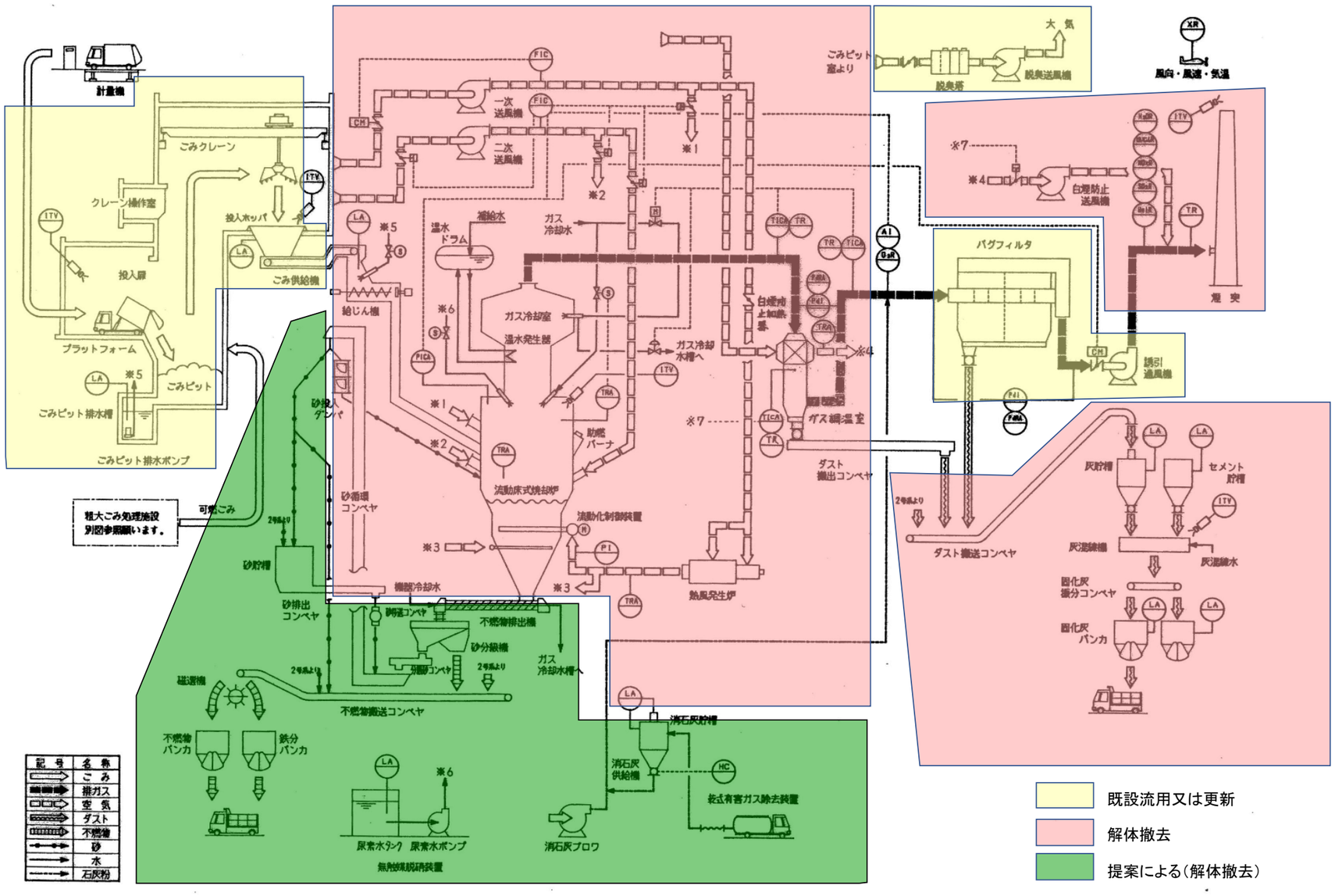

図　中継施設転用工事範囲図